

歯科診療報酬主要改定項目（案）

1 歯科診療所と病院歯科における機能や連携に応じた評価

- かかりつけ歯科医機能の評価の充実…………… 1
- 高次歯科医療を担う病院歯科機能の充実及び連携の推進…………… 2
- 全身疾患を有する患者に対する総合的医療管理の評価…………… 3
- 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置治療の評価…………… 4

2 う蝕や歯周疾患等の重症化予防

- 混合歯列期における歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価…………… 6
- 歯周疾患のメンテナンス治療の充実…………… 8

3 地域医療との連携を重視した在宅歯科医療等の評価

- 歯科訪問診療の質の向上と適正化…………… 1 0
- 訪問歯科衛生指導の適正評価…………… 1 1

4 その他

- 歯及び補綴物の長期維持に関する基本的技術の評価…………… 1 2
補綴における診断設計の充実等にかかる技術の評価
- 有床義歯調整指導の評価の見直し…………… 1 4
- 有床義歯修理、ブリッジの装着の評価の見直し…………… 1 6
- 歯周治療の評価の見直し…………… 1 7
- 矯正治療の適応疾患の見直し…………… 1 8
- 一般、老人歯科診療報酬の評価の見直し…………… 2 0
- 医科関連項目の見直し

かかりつけ歯科医機能の評価の充実 (より良い歯科医療を目指すための機能評価)

1 現状、課題及び趣旨

- 患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を評価した「かかりつけ歯科医初診料」について、さらに患者の視点を重視したより効果的な情報提供等の推進を図ることにより、継続的な歯科医学的管理の充実を図るとともに、かかりつけ歯科医機能による技術の適正評価を行う。

(参考)

かかりつけ歯科医初診料 270点 (歯科初診料 180点)

かかりつけ歯科医再診料 40点 (歯科再診料 38点)

〔算定要件〕

- ・ 初診時に患者の同意を得て、病名、症状、治療内容及び治療期間等に関する治療計画を策定し、スタディモデル等の患者説明用資料を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合。

〔届出状況等〕

- かかりつけ歯科医初診料の届出状況 (H14.7.1 現在)

届出医療機関数 59,863 施設 (89.2%)

- 初診におけるかかりつけ歯科医初診料算定割合 (H14 社会医療)
48.8%

2 具体的内容

患者の視点を重視した情報提供の推進及び継続的な歯科医学的管理の充実を図る観点から適正評価を行う。

- ① 再診時における治療の進行状況等や次回の治療内容等に関する患者の視点を重視した情報提供の充実に係る適正評価。

- ・ 再診時毎における治療の流れや次回の治療内容等の説明
- ・ 治療内容等を説明するための「患者説明用資料」の充実

かかりつけ歯科医再診料 40点 → 点

- ② 特掲診療料におけるかかりつけ歯科医機能の適正評価

- ・ 継続的な歯科医学的管理の観点から、初期齲蝕治療等に関する評価についてかかりつけ歯科医機能の推進を図る。

(初期齲蝕小窩裂溝填塞処置、齲蝕歯即時充填処置等の継続管理加算の対象をかかりつけ歯科医初診料算定者に限定)

高次歯科医療を担う病院歯科機能の充実及び連携の推進

1 現状、課題及び趣旨

- 近年、かかりつけ歯科医からの紹介等により病院歯科との連携が推進されつつあり、そのため一貫した治療体制が望ましいことから病院歯科における情報提供機能及び関連科等との連携の充実を図る。

(参考)

歯科特定疾患療養指導料 150点

注 別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

[歯科特定疾患療養指導料に規定する疾患]

口腔領域の悪性新生物（珙瑯上皮腫を含む）、顎・口腔の先天異常
舌痛症、口腔軟組織の疾患（難治性ものに限る）、口腔領域のシェーグレン症候群

2 具体的内容

病院歯科における初診時の治療計画書等の情報提供及び関連科等との連携の充実を図る。

- ①病院歯科における初診時の治療計画に基づく治療内容説明等の情報提供の充実を図る。
- ②歯科特定疾患療養指導料の対象疾患において、医科の関連科との連携による指導管理が必要と考えられる疾患の拡充等を図る。
 - (1)医科の関連科の担当医等と歯科医師が共同で、患者の歯科診療に関する総合的な口腔の療養指導計画を策定して、患者に情報提供した場合の加算を評価。

歯科特定疾患療養指導料 150点（月2回）

→ 共同療養指導計画加算 点/月

(2)歯科特定疾患療養指導料の対象疾患の追加

[追加の適応疾患の例]

- ・心因性に係る舌痛症
- ・尋常性天疱瘡、類天疱瘡
- ・放射線治療による口腔乾燥症
- ・その他（全身疾患に起因する口腔内症状で必要な場合）

全身疾患を有する患者に対する総合的医療管理の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 一定の全身疾患を有する患者においては、歯科治療によって様々な心因反応、ストレス反応等を生じ、時に重篤な合併症や不慮の事故に至ることもある。このような可能性がある一定の全身疾患を有している患者が歯科治療の必要性を生じかかりつけ医等から紹介された場合において、緊張等を和らげる等の総合的医療管理の評価を行うことにより、歯科治療による偶発症等の抑制等に係る医療安全の充実を図る。

2 具体的内容

[対象]

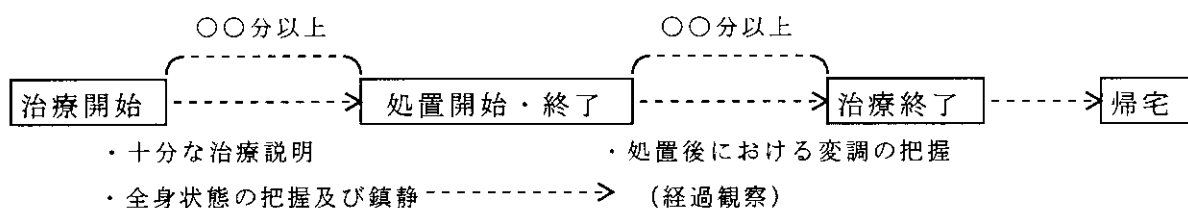
- ・ 医科医療機関等に受診中であり、歯科治療中に緊張等によりショック等の症状が起こる可能性がある疾患（高血圧、心疾患、喘息等）に罹患しており、歯科治療を行うにあたり総合的医療管理が必要であるとしてかかりつけ医等からの診療情報提供を受けた者

歯科治療総合医療管理料（新設）

点／月

かかりつけ医等との連携による医療管理計画に基づき、必要に応じ、歯科治療による偶発症等の抑制等に係る下記の総合的医療管理等を行った場合。（かかりつけ歯科医初診料届出施設）

- ・ 歯科治療内容の十分な説明等
- ・ 歯科治療前、歯科治療中における全身状態の把握（呼吸心拍監視等）及び鎮静等の管理〔一定時間の経過観察〕
- ・ 歯科治療後における十分な変調の把握〔一定時間の経過観察〕



睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置治療の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 睡眠時無呼吸症候群に対する治療法として、口腔内装置を睡眠中に用い、下顎を前方に出し気道を広げる治療法が有効とされ効果を挙げていることが報告されてる。そのため、口腔内装置治療が有効であると診断され医科医療機関等からの診療情報提供に基づき口腔内装置治療の依頼を受けた場合における評価を行う。

(参考)

床副子 (1装置につき)

- 1 簡単なもの 1,500点
- 2 困難なもの 2,000点

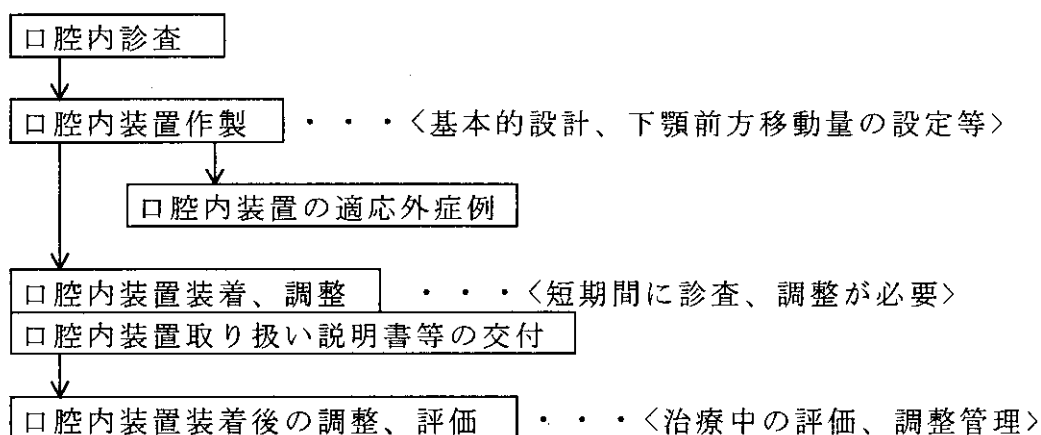
2 具体的内容

口腔内装置治療が有効であると診断され、医科医療機関等からの診療情報提供料算定に基づき口腔内装置治療の依頼を受けた場合の評価を行う。

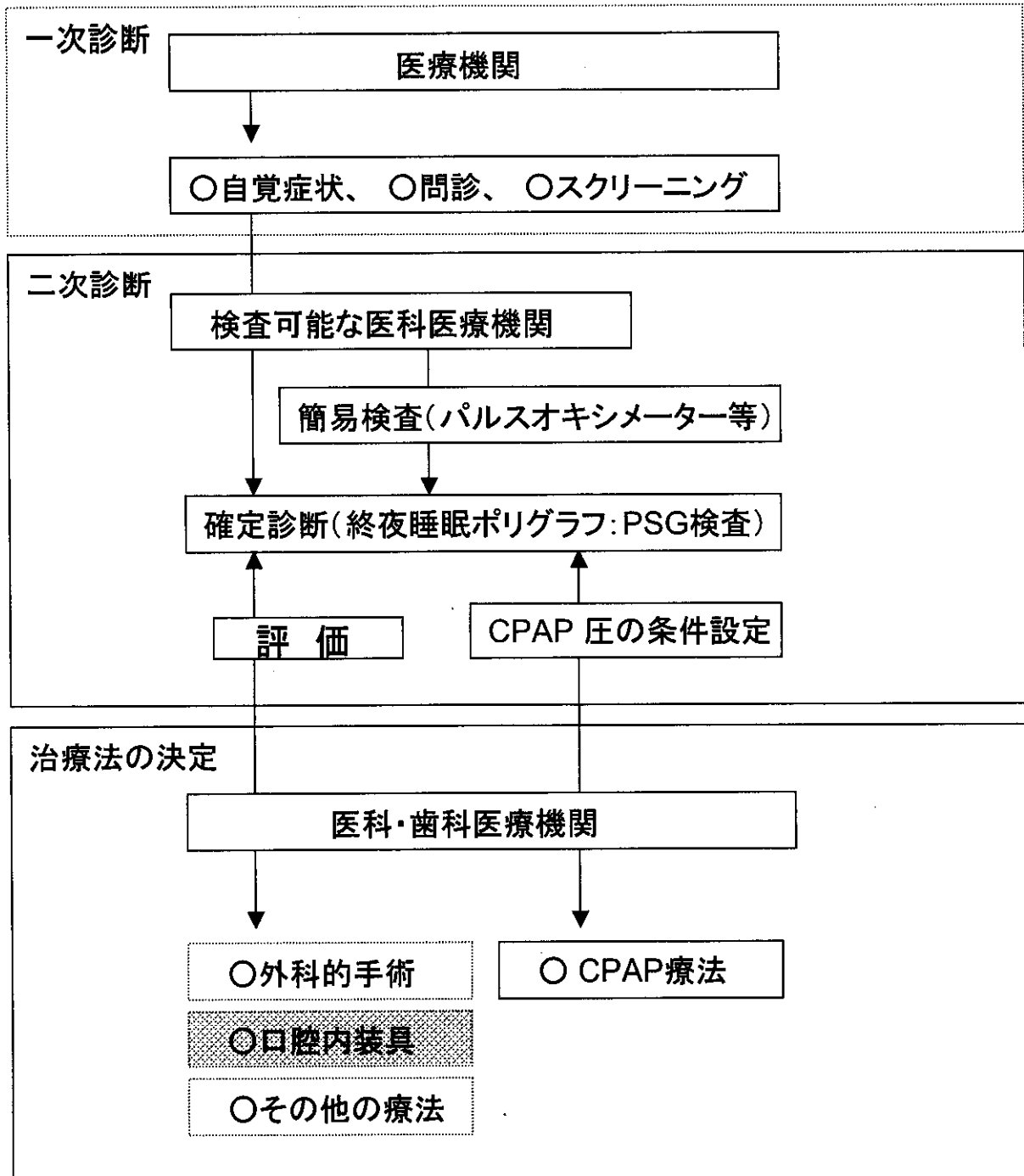
- ・睡眠時無呼吸症候群に対する治療法として口腔内装置治療を依頼された場合について、床副子を準用して評価を行う。

(例示)

〔口腔内装置の診断・製作等の流れ〕



睡眠時無呼吸症候群の診断からの治療の流れ



混合歯列期における歯肉炎等の重症化予防治療技術の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 歯周疾患は混合歯列期、すなわち乳歯列から永久歯列へと順次歯が萌出交換する時期に口腔衛生管理等が不十分であると、歯肉炎を発症し成人期には歯周炎へと重症化することが知られている。
- しかしながら現在、混合歯列期の歯肉炎等の継続管理治療等に対する明確な治療管理システムが無いため、歯肉炎が重症化して歯周炎に移行している場合もあるため、診療報酬調査専門組織医療技術評価分科会において有効性が確認された混合歯列期の歯肉炎等の重症化予防技術の評価を行い、歯周疾患のメンテナンス治療と併せて、生涯を通じた齲蝕や歯周疾患等の継続管理治療システムの充実を図る。

2. 具体的内容

初診から3か月以上経過した歯肉炎以外の治療が終了し病状安定が得られているおおむね6～15歳の混合歯列期にある患者に対し、患者の同意に基づき継続管理計画を策定し、1～3月毎の歯肉炎等の継続管理治療を行う新たな治療体系の評価を行う。

・ 歯科口腔継続管理治療診断料（新設） 点

〔具体的内容〕

- ・ 混合歯列期の歯肉炎の継続管理治療の必要性の判断
- ・ 歯科衛生士等が配置されているかかりつけ歯科医初診料届出施設

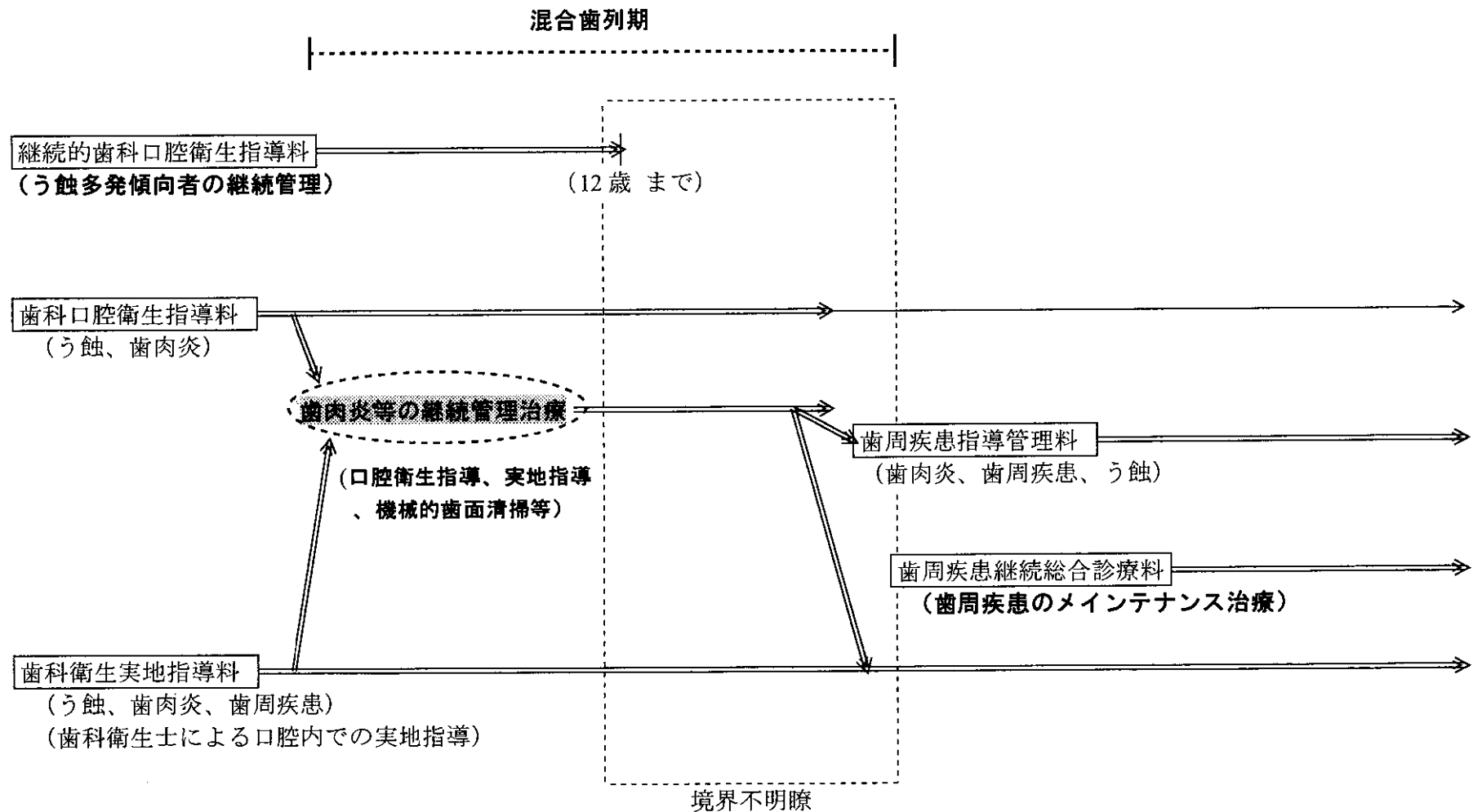
・ 歯科口腔継続管理総合診療料（新設） 点／月

〔具体的内容〕

- ・ 歯科口腔継続管理治療診断料に基づく継続管理計画の策定により、機械的歯面清掃、指導管理等の治療管理が行われた場合の評価。
- ・ 再診料、歯科口腔衛生指導料、歯科衛生実地指導料、歯周疾患の処置等の費用を含む。
- ・ 月1回に限り算定。（3月を経過した場合は算定できない。）

う蝕や歯周疾患等の継続管理治療の方向性

乳児期	幼児期 1～5歳	学童期(小学校) 6歳～	学童期(中学校) 12歳～	学童期(高校) 15歳～	成人期 20歳～	老年期 65歳～
-----	-------------	-----------------	------------------	-----------------	-------------	-------------



歯周疾患のメンテナンス治療の充実

(生活習慣病患者に対する生活指導等の評価の充実)

1 現状、課題及び趣旨

- 歯周治療により得られた歯周組織の健康を保持し再発を防ぐためには、継続的な治療管理を行える治療体系が重要であることから、平成14年改定において歯周疾患のメンテナンス治療が導入されたところである。さらに歯の長期維持の推進を図る観点から、長期にわたる維持管理等の取り扱い等の充実を図る。

(参考)

①歯周疾患継続治療診断料 100点

初診から3ヶ月以上経過し症状が安定している場合に、患者の同意を得て継続治療計画を策定し、患者に対して文書で情報提供した場合

②歯周疾患継続総合診療料

1	10 歯未満	310点/月
2	10 歯～20 歯未満	450点/月
3	20 歯以上	620点/月

歯周疾患継続治療診断に基づく継続治療計画により、歯周組織検査、歯周基本治療、指導管理等の治療管理が行われた場合

(再診料、歯周組織検査、歯周疾患の処置、歯周基本治療等の費用を包括)

2 具体的内容

歯及び補綴物の長期維持管理の推進を図る観点から、長期にわたる場合の維持管理や補綴物の長期維持管理との連携等の充実を図る。

①長期にわたりメンテナンス治療を実施している場合の取扱い

- ・長期にわたるメンテナンス治療において、外科手術等が必要となった場合の取扱いの整備を図る。

②ブリッジにおけるポンティック部の維持管理の充実

- ・ブリッジのポンティック部分は、清掃しにくい部分で、その部位は歯肉炎等になりやすいため、重症化予防の観点からポンティック部分に対する維持管理の評価の充実を図る。

③有床義歯の長期維持管理との連携

- ・長期にわたる維持管理の促進の観点から、有床義歯長期調整指導の期間の充実等を図る。

(参考)

〔歯周疾患のメンテナンスに係る総合評価〕

○定例報告(H14)

歯周疾患継続治療診断料届出状況

H14	53,753施設(80%)
-----	---------------

* () は、全歯科医療機関における届出の割合

○社会医療診療行為別調査(H14)

歯周疾患継続治療診断料算定回数

H14	29,450
-----	--------

歯周疾患継続総合診療料算定回数

H14	10 歯未満	2,572
	10 歯以上 20 歯未満	0
	20 歯以上	16,731

歯科訪問診療の質の向上と適正化

(かかりつけ歯科医機能及び病診連携に基づく在宅歯科医療の評価)

1 現状、課題及び趣旨

- 歯科訪問診療の普及状況を踏まえ、平成14年改定において歯科訪問診療の適正評価を行うとともに、対象患者や要件等の明確化が図られたところであるが、さらに、要件等の明確化及び機能の充実を図り療養中の通院困難な患者に対し、QOL向上の観点から踏まえた歯科訪問診療が実施されるよう要件等の整理を行う。

2 具体的内容

①かかりつけ歯科医による地域の病院歯科等との連携による歯科訪問診療の体制の充実

歯科訪問診療料（1日につき）

1	歯科訪問診療1	830点
2	歯科訪問診療2	380点

→地域医療連携体制加算 点/月

【施設基準(案)】

- ・かかりつけ歯科医初診料届出医療機関
- ・病院歯科初診料届出施設等との後方支援等の連携体制の整備
- ・夜間、休日等における緊急時体制を確保する観点から、1～2施設以上の連携歯科医療機関を備えていること。

〔算定の考え方〕

- ①全身疾患を有する歯科訪問診療を行っている患者で、処置、手術等が必要で治療期間中に症状が急変する可能性がある場合に、上記の施設基準を満たし届出した歯科医療機関において、休日、夜間等における緊急時体制を確保する観点から連携医療機関との間で連携体制が整備されている場合。
- ②患者又はその家族等に対し、連携医療機関等に関する情報が記載されている文書を交付する。

②歯科訪問診療の対象者等の整理及び適正評価等

- (1)歯科訪問診療の対象者、適切な治療範囲等の整理にかかる適正評価
- (2)患者の視点を重視した情報提供の推進
 - ・歯科訪問診療実施に係る治療内容等の情報提供の充実

訪問歯科衛生指導の適正評価

1 現状、課題及び趣旨

- 歯科訪問診療の結果に基づいて実施される歯科衛生士等による訪問歯科衛生指導について、適切な指示に基づく指導内容等の充実及び患者の視点を重視した情報提供の推進を図る。

(参考)

訪問歯科衛生指導料（月4回まで）

1 複雑なもの

1回目 550点

2回目以降 300点

2 簡単なもの 80点

「複雑なもの」：患者と1対1で20分以上行った場合

「簡単なもの」：1人又は複数の患者に対して行った場合

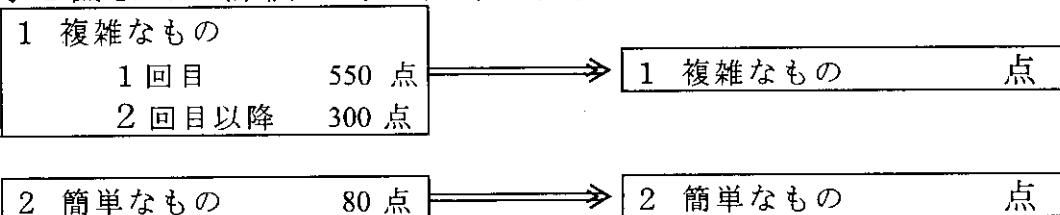
2 具体的内容

- ① 歯科訪問診療を行った歯科医師による指導計画及び指示の充実
 - ・ 担当する歯科衛生士等に対し訪問指導計画に基づく適切な指導内容等を記載した指示書を交付
 - ・ 訪問指導計画による一定期間毎の再評価の充実

歯科訪問診療料（1日につき）

→ 訪問指導計画・指示書加算 点

- ② 月4回までの評価の均一化等の見直し



- ③ 算定要件の整理

- ・ 歯科訪問診療を行った日と同日に実施された訪問指導の適正化
- ・ 再評価による訪問指導の期間の適正化

- ④ 患者の視点を重視した情報提供の推進

- ・ 訪問歯科衛生指導実施に係る指導内容等の情報提供の充実